

北本市犯罪被害者等支援条例案（概要）に対するパブリック・コメント結果

No.	意見の内容	市の考え方（回答）
1	犯罪被害者の遺族の範囲に、同性パートナーも含めてください。	<p>本市では、市民一人ひとりが、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野に対等に参画することができる社会の実現を目指し、性の多様性を尊重するパートナーシップ宣誓制度を実施しております。</p> <p>遺族見舞金の支給範囲につきましては、本市の性の多様性を尊重する考えを踏まえ、十分に検討してまいります。</p>